

平成 26 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室

評価年月：平成 26 年 8 月

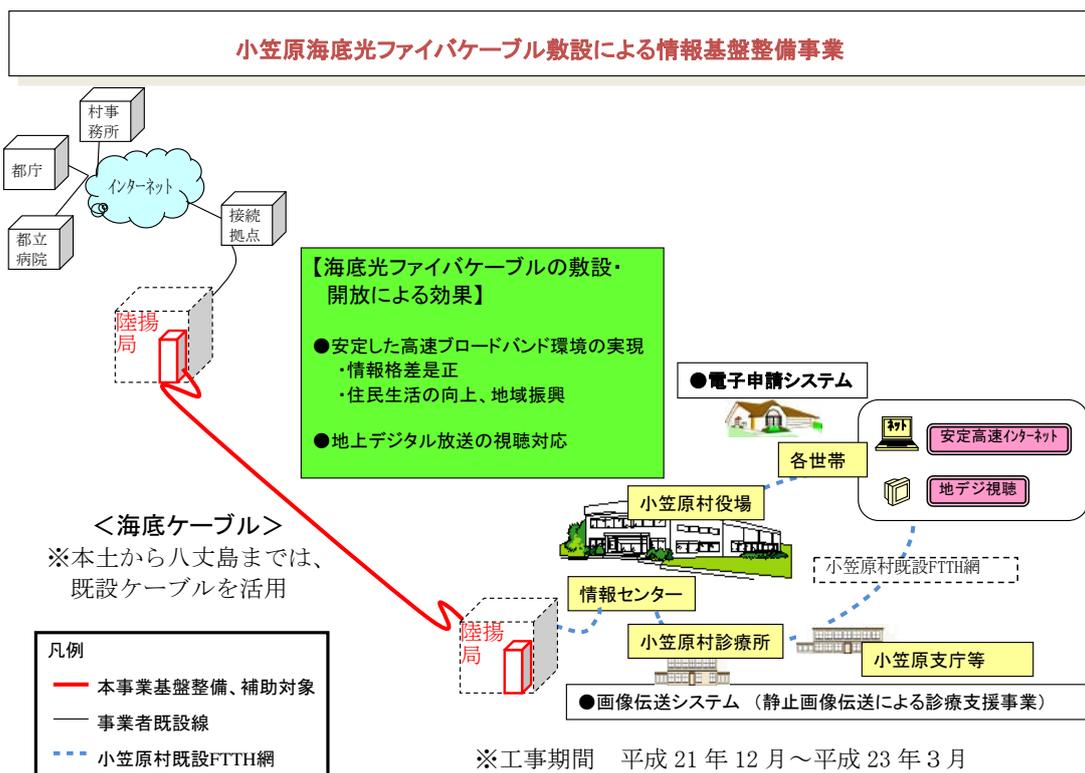
1 政策（事業名称）

地域イントラネット基盤施設整備事業（東京都）

2 事業の概要等

（1）事業の概要

- ・実施期間 平成 21 年度～22 年度（2 か年）
- ・実施主体 東京都
- ・事業費 9,502 百万円
※国が整備費用の一部（6,335 百万円）を補助
- ・事業概要 小笠原村における支所、診療所等公共施設を結んでいる既設の光ファイバ網を本土に接続するため、海底光ファイバケーブルを敷設する。



（2）達成目標

- 東京都において地域イントラネット基盤施設整備事業 ※を実施し、小笠原村における支所、診療所等公共施設を結んでいる既設の光ファイバ網を本土に接続させることによって、各種電子サービスを拡充し、もって、地域住民の利便性の向上及び地域の活性化を図る。
- ※ 学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備及びこれと一体的に整備されるシステム等の構築を実施することにより、地域住民の利便の向上及び電子自治体等の実現を推進する。

(3) 目標の達成状況

整備した光ファイバケーブルにより (ア) ~ (エ) の住民サービスを提供し、地域住民の利便性の向上及び地域の活性化が図られている。「(ア) 画像伝送システム」及び「(イ) 電子申請システム」はその利用件数の実績が目標を上回っている。「(ウ) ブロードバンドによるインターネット接続サービス」及び「(エ) ケーブルテレビによる地上デジタル放送再送信サービス」はサービス開始前と比較して、加入率が上がり、利用が進んでいることから、目標は達成できたと認められる。

なお、(ア) ~ (エ) の住民サービスは、東京都又は小笠原村が実施した事業 (国の補助対象外) となっているが、本事業の達成目標である地域住民の利便の向上及び地域の活性化が図られたかについて評価するため、住民サービスを1年以上運用した後に、目標の達成状況等の評価・分析を行った。

(ア) 画像伝送システム (運用開始 平成 23 年 8 月 ~ (光ファイバケーブルを利用した運用開始))

当システムは、本土にある都立病院と島しょ地域の病院及び診療所間で、エックス線画像やCT画像等を相互に送受信するためのシステムであり、本事業実施前は、衛星通信を中継回線とした通信で行っていたが、海底光ファイバケーブルの利用により伝送速度を向上させ、サービスの充実を図った。

年間利用件数の目標は60件のところ、平成23年度の利用件数は67件、平成24年度は119件、平成25年度は188件となっており、利用件数が目標を上回っている。

(イ) 電子申請システム (運用開始 平成 24 年 8 月 ~)

当システムは、給水申込、ブロードバンド・ケーブルテレビ申込等をインターネット上で行うシステムであり、東京電子自治体共同運営事業として、都及び区市町村が共同でシステムを運営している。

なお、本事業の実施前までは、本土と小笠原間の公共施設間を結ぶ地域イントラネットが整備されていなかったため、本システムの利用ができなかったが、海底光ファイバケーブルが敷設されたため、運用が可能となった。

年間電子申請件数の目標は18件のところ、平成24年度の利用件数は71件、平成25年度は81件となっており、申請件数が目標を上回っている。

(ウ) ブロードバンドによるインターネット接続サービス (運用開始 平成 23 年 7 月 ~)

本事業実施前は、衛星通信によるインターネットサービスを提供していたが、本事業で構築した海底光ファイバケーブルを利用することにより、安定した高速ブロードバンドサービスの提供が可能となった。

サービス開始前の平成22年度末におけるインターネットサービス (衛星通信) の加入率は61.6%のところ、平成23年度末の加入率は64.4%、平成24年度末は68.1%、平成25年度は67.9%となっており、サービス開始前と比較して、利用が進んでいる。

(エ) ケーブルテレビによる地上デジタル放送再送信サービス (運用開始 平成 23 年 7 月 ~)

本事業実施前は、衛星通信によるアナログ放送の再送信を行っていたが、本事業で構築した海底光ファイバケーブルを利用することにより、恒久的に地上デジタル放送の視聴が可能となった。

サービス開始前の平成22年度末におけるケーブルテレビ (衛星通信によるアナログ放送再送信サービスを含む。) の加入率は70.2%のところ、平成23年度末の加入率 (地上デジタル放送再送信サービスを含む。) は84.1%、平成24年度末は85.8%、平成25年度末は84.7%となっており、サービス開始前と比較して、利用が進んでいる。

3 政策効果の把握の手法及び政策評価の観点・分析等

本事業の達成目標である地域住民の利便の向上及び地域の活性化を、各種電子サービスの利用件数やインターネットサービス・ケーブルテレビの加入率により検証し、これらを基に外部有識者の意見を踏まえながら、必要性・効率性・有効性等を総合的に分析・評価を行った。

観点	分析
必要性	<p>小笠原村においては、本土からの通信や放送の手段が衛星を用いた回線に限られていたことから、都内の市町村単位で唯一、電子自治体分野及び医療分野等に係る住民のニーズに十分対応できるブロードバンド環境が整っていない状況であった。よって、当該ニーズを満たすためにも、本事業を実施し、同諸島におけるブロードバンド・ネットワークの構築を支援することが必要となっていた。</p> <p>また、「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」（平成 21 年 4 月 9 日 IT 戦略本部）及び「i-Japan 戦略 2015」（平成 21 年 7 月 IT 戦略本部）では、個人、家庭、図書館、学校、病院、行政機関、民間団体等のあらゆる人・モノが多様なネットワークでつながる環境を整備し、電子政府・電子自治体分野、医療・健康分野、教育・人財分野等におけるニーズに十分対応できる速度、品質、信頼性を有するブロードバンド基盤の整備に向けた取組を推進すること等が明記されていることから、国として実施する必要性があったと認められる。</p>
効率性	<p>『小笠原地域におけるブロードバンド化促進に関する検討会報告書』（平成 18 年 11 月事務局：総務省関東総合通信局）において、ブロードバンド環境を整備する「衛星回線の増強」、「海底光ファイバケーブル敷設」を行った場合のイニシャルコスト及びランニングコストの比較・分析を行い、「海底光ファイバケーブル敷設」の方が、トータルコストが低いとの結果が得られていることから、効率性な手法で実施されたと認められる。</p> <p>なお、事業の請負契約は、調査、設計、施工、保守方法について、最も効率的かつ効果的な提案をなした企業と契約を行う企画提案型一括協定方式で行った。中小企業等による共同企業体での応募を認める等、募集に当たっては広く提案を受け付けた結果、1 団体の提案があり、外部の有識者 3 名及び都職員 2 名による総合評価（事業費、情報基盤の性能、保守・管理体制等）で事業費の妥当性の審査を行った。その結果、当初事業費 9,900 百万円を予定していたが、実際の事業費は、9,502 百万円となったことから、本事業の実施において、効率性な手法で実施されたと認められる。</p> <p>【参考】</p> <p>事前事業評価で用いた費用便益分析と同じ手法で、事後事業評価でも参考までに費用便益費を算出した。費用便益比については、「情報通信ネットワークのコスト分析に関する研究会 報告書」が定める基準値である概ね 1.5 以上が望ましいところ、本事業については以下のとおり費用便益比が 3.31 となっており、本事業において費用対効果の効率性が認められる。</p> <p>便益総額＝58,080,472,000 円 費用総額＝17,525,341,000 円 費用便益比（便益総額／費用総額）＝3.31</p>
有効性	<p>有効性の分析にあたっては、地域住民の利便性の向上及び地域の活性化を図るために行っている以下の住民サービスごとに、①具体的にどのように住民の利便性が向上したと認められるのか、②利用状況（目標に対する達成状況、利用が進んでいるか等）を把握し、住民サービスが有効に活用されているかどうかを判断基準としており、分析結果は、以下のとおりであり、有効性があったと認められる。</p> <p>(ア) 画像伝送システム</p> <p>① 本事業実施前は、衛星通信を中継回線とした通信で画像を伝送しており、小笠原村診療所から本土都立病院までエックス線画像やCT画像等を 1 枚伝送するのに 10～30 分程度かかっていたが、本事業により、秒単位での伝送が可能となり、遠隔診断（緊急搬送要請の是非）の迅速化など高い効果が認められた。</p> <p>② 利用目標に対する達成度は 313%（平成 25 年度利用件数 188 件を目標値 60 件で除算）であり、利用件数が目標を上回っていることから有効性が認められる。</p> <p>なお、当システムは、東京都内の島しょ部で整備されており、小笠原村以外 8 村の平成 25 年度の利用件数は 37 人あたり 1 件（利用件数 656 件、平成 26 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく 8 村の人口 24,255 人）であるのに対し、小笠原村は 14 人あたり 1 件（利用件数 188 件、人口 2,563 人）となっており、他の島しょ部の 8 村と比較しても、利用されていることが認められる。</p> <p>(イ) 電子申請システム</p> <p>① 住民が行政機関の窓口に行くことなく自宅や会社から行政手続を 24 時間いつでも行うことが可能となった。</p> <p>② 利用見込に対する達成度は 450%（平成 25 年度利用件数 81 件を目標値 18 件で除算）であり、申請件数が利用見込を上回っていることから有効性が認められる。</p> <p>なお、当システムは、市町村ごとにサービス内容は異なるが東京都内の多くの市区町村で導入されており、東京都全体の平成 25 年度の利用件数は 149 人あたり 1 件（利用件数 84,929 件、平成 26 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳に基づくサービス実施市区町村の人口 12,658,433 人）であるのに対し、小笠原村は 32 人あたり 1 件（利用件数 81 件、人口 2,563 人）となっており、他の市区町村と比較しても、利用されていることが認められる。</p> <p>(ウ) ブロードバンドによるインターネット接続サービス</p> <p>① 事業実施前は、衛星通信によるインターネットサービスが提供されており、自然現象（荒天、太陽電磁波等）の影響を受けるとともに通信容量の制約が大きかったが、本事業により、安定した高速ブロードバンドサービス（速度も 128kbps から 100Mbps に向上）が提供可能となった。</p> <p>② サービス開始前の平成 22 年度末におけるインターネットサービス（衛星通信）の加入率は 61.6%のところ、平成 23 年度末の加入率は 64.4%、平成 23 年度末は 68.1%、平成 25 年度は 67.9%とな</p>

	<p>っており、サービス開始前と比較して、利用が進んでいることから有効性が認められる。</p> <p>なお、平成 25 年度末のブロードバンドサービスについて、全国の加入率は 65.3%、小笠原村は 67.9%となっており、全国の加入率と比較しても、加入率が高いことが認められる。</p> <p>(エ) ケーブルテレビによる地上デジタル放送再送信サービス</p> <p>① 事業実施前は、衛星通信によるアナログ放送の再送信を行っていたが、デジタル化により通信容量が大幅に増えることから、住民生活に必要なテレビ放送の再送信ができなくなることが大きな課題であったが、本事業により、恒久的に地上デジタル放送の視聴が可能となった。</p> <p>② サービス開始前の平成 22 年度末におけるケーブルテレビ（衛星通信によるアナログ放送再送信サービスを含む。）の加入率は 70.2%のところ、平成 23 年度末の加入率（地上デジタル放送再送信サービスを含む。）は 84.1%、平成 24 年度末は 85.8%、平成 25 年度末は 84.7%となっており、サービス開始前と比較して、利用が進んでいることから有効性が認められる。</p>
公平性	<p>地域イントラネット基盤施設整備事業は、地域公共ネットワークの整備を支援することにより、地域住民の利便向上、豊かな生活の実現を図るものである。ネットワークの整備により、地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図ることで、多くの住民に広く便益を与えることができ、公平性があると認められる。</p> <p>また、「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」では、目指すべきデジタル技術・情報活用国家の実現に向け、国民の誰もがブロードバンド環境を利用できるよう、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るとあり、ブロードバンドサービスの提供についても公平性があったと認められる。</p>
優先性	<p>「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」では、目指すべきデジタル技術・情報活用国家の実現に向け、国民の誰もがブロードバンド環境を利用できるよう、2010 年度末までにブロードバンド・ゼロ地域の解消を図る他、地域の図書館、学校、病院、行政機関等のブロードバンド網による接続を加速化するとされているところ、小笠原村においてはブロードバンド環境が十分に整っていなかった。よって、本事業においては優先性があったと認められる。</p>

<今後の課題及び取組の方向性>

本事業で整備した「画像伝送システム」及び「電子申請システム」は、その利用件数の実績が目標を上回っており、また「ブロードバンドによるインターネット接続サービス」及び「ケーブルテレビによる地上デジタル放送再送信サービス」はサービス開始前と比較して、加入率が上がり、利用が進んでいることから、目標は達成できたと認められる。引き続き、整備したブロードバンド基盤が利用され、地域住民の利便の向上及び地域の活性化が図られることを期待する。

4 政策評価の結果

- 本事業実施前は、都内の市町村単位で唯一、電子自治体分野及び医療分野等に係る住民のニーズに十分対応できるブロードバンド環境が整っていない状況であったが、本事業により、ブロードバンド環境が整備され、地域間の情報格差（デジタルディバイド）が是正された。また、ブロードバンドによるインターネット接続サービス世帯カバー率の向上に寄与した。以上から、本事業の必要性が認められた。
- 遠隔診断の迅速化や行政手続の 24 時間受付が可能となったほか、「ケーブルテレビによる地上デジタル放送再送信サービス」及び「ブロードバンドによるインターネット接続サービス」の住民の生活に密接、必要不可欠なサービス提供が可能となり、地域住民の利便性が向上し、地域の活性化が図られている。また、「画像伝送システム」及び「電子申請システム」は、その利用件数の実績が目標を上回っている。「ブロードバンドによるインターネット接続サービス」及び「ケーブルテレビによる地上デジタル放送再送信サービス」はサービス開始前と比較して、加入率が上がっており、利用が進んでいる。以上から、有効性は非常に高いと認められた。
- 効率性を考慮したブロードバンド環境の整備手法・契約形態としていることから、本事業の効率性が認められた。

5 学識経験を有する者の知見の活用

神奈川大学経営学部関口博正教授から以下の御意見等を頂き、本事業の評価に活用した。

- ブロードバンド基盤が整備され、地域間の情報格差（デジタルディバイド）が是正されたことは、高く評価できる。
- ブロードバンドによるインターネット接続サービス世帯カバー率の向上に寄与したことは、高く評価できる。
- ブロードバンド基盤の整備により、地域住民の利便性を向上し、居住環境を改善することは、地域の活性化に繋がり、小笠原村の人口の維持又は増加にも貢献する可能性があることから、高く

評価できる。

○今後、更に地域住民の利便性を向上するために、ブロードバンド基盤が活用されることを期待したい。

6 評価に使用した資料等

- 「費用便益分析マニュアル」(平成14年4月 総務省)
- 「情報通信ネットワークのコスト分析に関する研究会」報告書(平成14年4月)
- 「地域公共ネットワーク事業評価マニュアル等に関する調査研究」報告書(平成15年2月 財団法人電気通信高度化協会)
- 「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」(平成21年4月9日 IT戦略本部)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/090409plan/090409honbun.pdf#search>
- 「i-Japan戦略2015」(平成21年7月 IT戦略本部決定)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/090706honbun.pdf>
- 「小笠原地域におけるブロードバンド化促進に関する検討会報告書」(平成18年11月)